

松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準

1 目的

この基準は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する電気事業者（以下「事業者」という。）が行う同法第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置にあたり配慮すべき事項を定めることにより、生活環境や自然環境等に配慮するとともに、市民相互の理解のもと、円滑に設備の設置が行われるために必要な基準を定めることを目的とする。

2 対象となる設備規模

(1) 対象となる設備

事業者が行う発電設備（送電に係る鉄柱等を除く。）

(2) 対象となる規模

ア 発電設備を設置する敷地（以下「事業区域」という。）の面積が、1,000 平方メートルを超えるもの。ただし、建築物の屋根の上に設置するものを除く。

イ 発電設備に支障がある周辺立木を伐採する場合は、事業区域に含める。

3 設置の基準

(1) 発電設備を設置しようとする場合に協議の対象とする区域

ア 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域、同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域及び同法第 4 条第 1 項に規定する基礎調査により土砂災害が発生するおそれがあるとされた土地の区域

ウ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に規定する都市洪水想定区域及び同条第 2 項に規定する都市浸水想定区域

エ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域

オ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

キ 長野県が公表している土砂災害危険箇所（土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所）

ク 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域

ケ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区

コ 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画の区域

カ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する森林の区域

シ 長野県自然環境保全条例（昭和 46 年条例第 35 号）第 15 条第 1 項の規定による郷土環境保全地域

(2) 造成

ア 造成の設計は、事業区域の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ行うものとする。

イ 地盤の沈下、がけ崩れ、出水その他による災害を防止するため、事業区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な次に掲げる措置が講ぜられるように計画するものとする。

(ア) 地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。

(イ) 造成によってがけが生じる場合においては、がけの上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。

(ウ) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

(エ) 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね 30 センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。

(オ) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。

(カ) 切土又は盛土をする場合において、地下水によりがけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、事業区域内の地下水を有効、かつ、適切に排出することができるように排水施設が設置されていること。

ウ 造成計画にあたっては、できる限り事業区域内及びその周辺で切盛土量のバランスがとれるように計画するものとする。

(3) がけ面の保護

ア 切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 メートルをこえるがけ、又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁で覆うものとする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ、又はがけの部分で、次の各号の一に該当するもののがけ面については、この限りでない。

(ア) 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35 度	45 度

- (イ) 土質が(ア)の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離 5 メートル以内の部分。この場合において、(ア)に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、(ア)に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。
- イ アの規定の適用については、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。
- ウ アの規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合、又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。
- エ 造成によって生ずるがけのがけ面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護するものとする。
- (4) 雨水排水施設等
- ア 雨水排水施設等の計画に当たっては、事業区域の規模、地形、発電設備の種類、周辺の状況及び降水量等を勘案し、雨水を有効、かつ、適切に処理できるようにするものとする。
- イ 事業区域内の雨水は、事業区域内で浸透処理しなければならないものとする。ただし、必要やむを得ないと認められる場合に、水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合は、既設水路へ接続できるものとする。
- ウ 排水施設は、5 年に 1 回の確率で想定される降雨強度値（別表）以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画排水量を有効に排出することができるように計画するものとする。
- エ 雨水流出の変化が予想される 1 ヘクタール以上の敷地においては、長野県建設部河川課が定める「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」によって、防災調整池その他の流出抑制措置を講ずるものとする。
- オ 雨水排水施設及び雨水浸透施設（浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝、浸透舗装、浸透池、空隙貯留浸透施設等）は、次に掲げる図書等を参考として、事業区域内で適切に処理できる構造で計画するものとする。
- (ア) 道路土工要綱（社団法人日本道路協会）
- (イ) 増補改訂雨水浸透施設技術指針[案]調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）
- (ウ) 雨水浸透施設技術指針[案]構造・施工・維持管理編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）
- (エ) 防災調節池等技術基準(案)（社団法人日本河川協会）
- (オ) 増補流域貯留施設等技術指針(案)（社団法人日本河川協会）
- (カ) 宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（社団法人日本宅地開発協会）

(5) 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめるものとする。

4 住民等に対する調整

(1) 事業者は、設置の計画概要が明らかになった時点で、住民等に対して説明会を実施すること。なお、説明会で住民等から出された質疑、意見には、適切に対応すること。

(2) 事業者は、設置に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告すること。

(3) 事業者は、設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。

5 市に対する届出及び調整

(1) 事業者は、設備の設置等にあたり配慮すべき事項に留意し、設備の新設・増設・改修の着工 30 日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る届出書（様式第 1 号）を市に提出すること。

(2) 事業者は、住民等に対して実施した説明会の議事録を作成し、その写しと質疑及び意見への対応結果を記した書面を、設備の新設・増設・改修の着工 30 日前までに市に提出すること。

(3) 事業者は、事業を変更、又は中止するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届書（様式第 2 号）を市に提出すること。

(4) 事業者は、設置が完了したときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届書（様式第 3 号）を市に提出すること。

(5) 事業者は、設備を廃止したときは、速やかに設備を撤去するとともに、再生可能エネルギー発電設備の廃止届書（様式第 4 号）を市に提出すること。

6 他法令に基づく許可

この基準に定めるもののほか、他法令に基づく許認可及び届出等が必要な場合は、その基準に従い許認可等が受けられるものであること。

この基準は、平成 27 年 7 月 13 日から施行する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

降雨強度式

確率年	5 年	30 年	50 年
松本 (下記以外の地区)	916.5 $t^{0.78} + 8.22$	2,277.9 $t^{0.89} + 15.76$	2,725.3 $t^{0.91} + 17.61$
安曇・奈川地区	358.3 $t^{0.56} + 0.69$	305.7 $t^{0.46} + 0.36$	352.5 $t^{0.47} + 0.52$

降雨強度は、5 年に 1 回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとするが事業区域の面積が 1 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の場合は 30 年確率以上を、10 ヘクタール以上の場合は 50 年確率以上を用いるものとする。

(様式第1号)

再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る届出書

年 月 日

(あて先) 松本市長

届出者 住所
氏名 印
連絡先電話 局 - 番

発電設備の設置(新設・増設・改修)を行いたいので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

発電設備	1 用途又は種類	
	2 規 模	キロワット
事業区域	3 所在・地番	
	4 地目・面積	平方メートル
5 工事着手予定年月日		年 月 日
6 工事完了予定年月日		年 月 日
7 工事施行者住所氏名		連絡先電話 局 - 番
8 その他必要な事項		
受付番号		年 月 日 第 号

備考：1 印のある欄は記載しないこと。

2 届出者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付図書：位置図(S=1/10,000以上)、区域図(S=1/2,500以上)、事業説明書、公図の写し、土地の登記事項証明書、現況図、実測図、計画図(設備計画平面図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画図、構造図、雨水排水浸透計算書、各種計算書)、工事工程表、住民説明会議事録、意見に対する回答書、その他必要と認める書類

(様式第2号)

再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届出書

年 月 日

(あて先) 松本市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先電話

局

-

番

年 月 日付で届出書を提出した 発電設備について、変更・中止を行いたいので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

変更又は中止の理由			
区 分		変 更 前	変 更 後
内 容			
発電設備	1 用途又は種類		
	2 規 模	キロワット	キロワット
事業区域	3 所在・地番		
	4 地目・面積	平方メートル	平方メートル
5	工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
6	工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
6	工事施行者住所氏名	連絡先電話 局 - 番	連絡先電話 局 - 番
7	その他必要な事項		
	受 付 番 号	年 月 日	第 号

備考：1 印のある欄は記載しないこと。

2 届出者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付図書：位置図(S=1/10,000以上)、区域図(S=1/2,500以上)、事業説明書、公図の写し、土地の登記事項証明書、現況図、実測図、計画図(設備計画平面図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画図、構造図、雨水排水浸透計算書、各種計算書)、工事工程表、住民説明会議事録、意見に対する回答書、その他必要と認める書類

(様式第3号)

再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届書

年 月 日

(あて先) 松本市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先電話

局

-

番

年 月 日付で届出書(変更)を提出した 発電設備の設置が完了
しましたので、下記のとおり届け出ます。

発電設備	1 用途又は種類	
	2 規 模	キロワット
事業区域	3 所在・地番	
	4 地目・面積	平方メートル
5 設置完了年月日		年 月 日
受付番号		年 月 日 第 号

備考：1 印のある欄は記載しないこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 着工前及び完成後の全景写真・雨水排水施設等の設置が分かる写真を添えて提出して下さい。

(様式第4号)

再生可能エネルギー発電設備の廃止届書

年 月 日

(あて先) 松本市長

届出者 住所
氏名 印
連絡先電話 局 - 番

年 月 日付で設置が完了した 発電設備を廃止しましたので、
下記のとおり届け出ます。

発電設備	1 用途又は種類	
	2 規 模	キロワット
事業区域	3 所在・地番	
	4 地目・面積	平方メートル
5 廃止の理由		
6 設備廃止年月日	年 月 日	
7 設備撤去完了年月日	年 月 日	
受付番号	年 月 日 第 号	

- 備考：1 印のある欄は記載しないこと。
2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 設備の撤去が完了していない場合は、予定年月日を記入すること。